

密漁と密放流 その2

山梨県漁業協同組合連合会

参事 大浜 秀規



死んだ川にどうやつてサケを呼び戻すのか、あなたは知らないでしょう。絶滅した動物をどうやつて生き返らせるのが、あなたは知らないでしょう。

そして、今や砂漠となってしまった場所にどうやつて森をよみがえらせるのか、あなたは知らないでしょう。

どうやつて直すのか分からぬものを、こわし続けるのはやめてください。

今から32年も前の1992年、たった12歳のセヴィアン・カリスリスズキは、リオ地球環境サミットで訴え、それは「伝説のスピーチ」と呼ばれるようになります。

密漁と密放流は、内水面漁協の運営に大きなダメージを与える事柄です。どちらも法令や規則に反し行われる行為ですが、皆さんはどう対処されているのでしょうか。今回は密放流についてです。

密放流により生息域を広げ、漁場にダメージを与える魚として、外来生物法で特定外来生物に指定されているオクチバスやコクチバス、産業管理外来種となっているブラウントラウトやレ

イクトラウトなどが思い浮かびます。どうしてこのような魚が密放流されるのでしょうか。釣り人の答えはストレート「もつと大きく、もつとたくさん、もつとファイトする魚と、近場で釣りを楽しみたい」のです。

元々は住んでいなかつた魚が密放流されると、そこの生き物が捕食され、餌や住み家を巡って争いが起こり、近縁種と交雑するなど、従来の生物相に影響を与え、場合によっては希少魚が絶滅する場合もあります。密放流されても定着できず、死滅する場合もあるでしょう。けれど一度再生産が始まってしまうと、完全に駆除することは現在の技術では困難です。言い換えば、コントロールできない＝一度入れたらもとに戻せないので。そして、密放流した人がいなくなった百年後、千年後も、密放流された魚の子孫は生き続けているかもしれません。



「オゾン層にあいた穴をどうやってふさぐのか、あなたは知らないでしょう。

さて、ブラックバスが新たな水域で見つかった場合、駆除体制を確立し、パトロールや啓発事業を実施することが重要ですが、これを直ちに漁協が行うことは困難です。このため、外来魚が定着し駆除による低密度管理しかできなくなる場合が殆どです。こうなると漁協は継続的に労力と資金を提供するため、運営に大きなダメージを受けることとなります（諦めるという場合もあるようですが……）。

一部の環境活動家が騒いでいると言われた地球温暖化も、今や日常生活の中、肌身で感じるようになりつつあります。レベルは違えども、将来の地球のことを考えるのであれば、直しかたの分からぬ密放流は許されることではないでしょう。

駆除は密放流された魚への対処、啓発は密放流を考えている人への対処で、密放流した人に対する対処ではありません。悪いのは密放流された魚ではなく密放流をした人間です。しかし、密放流は証拠も残さず、短時間で、かつ何時でもできるため見つけることはほぼできません。このため、密放流者への対処が不可欠ではあるものの、入れた者勝ちの状況が繰り返されてきました。

実は、平成12年3月27日に水産庁資源管理部長から各都道府県へ通知された「内水面外来魚問題緊急対策について」では、被疑者不明でも告発できるなど取締体制の強化が促されています。その後、平成16年に外来生物法が



県警と合同のパトロール

内水面漁場管理委員会指示によるコクチバス釣り禁止

施行され、最高で3年の懲役若しくは300万円の罰金が科せられ、密放流の抑制が大いに期待されました。しかし、コクチバスの生息域はとどまることなく急拡大し「水鳥の足に付着したり、活卵が糞から排出されたりして生息域が広がった」等のご意見があるものの、その殆どは密放流に間違いないでしょう。

また、外来生物法に基づき「特定外来生物被害防止取締官」が任命されてはいるものの、特定飼養施設への取り締まりが任務の主体で、密放流に対処した事例は無いようです。同法令を所管する各都道府県の部局も、アライグマやセアカゴケグモへの対応に忙しく、密放流へ積極的に対応したことはほとんど無

いでしょう。コクチバスの生息域拡大を見る限り、外来生物法が有効に機能しているとはいえない状況です。

ところで、特定外来生物法違反の密放流は、我々が証拠を探すべきものなのでしょうか？犯罪捜査は専門の警察（含検察）により行われるべきであり、素人である漁業関係者は警察に捜査を依頼し、密放流者が検挙されることを目指すべきではないでしょうか。

そのためには、密放流を外来生物法違反で告発することが本筋ではあります
が、告発を受理した警察には捜査義務が生じるため、日時、場所、人物が不明
である密放流について告発状を受理してもらうことはかなり困難といえます。

被害届を提出しました。被害届は、捜査を行わなければならぬ告発とは異なり、警察が受理した場合でも、捜査するか否かは警察が判断します。被害届の提出もハードルが高く、犯人が見つかる可能性が高いとは言えないものの、被害届を提出すること自体が漁協の姿勢を示し、密放流に対する効果的な抑止策になると考えられます。

加えて、警察の捜査により犯人が特定できなかった場合、事件から3年以内であ

れば外来生物法違反も視野に入つてきます。これら法的な対応を進めるためには、再度水産庁が密放流に対しどう対応すべきと考えているのかを表明し、警察庁へ働きかけてくれることがボイントになつてくると思います。

在來の純系を保全し、環境収容力に見合った量の放流を行うことが求められる時代になつてきましたが、アマゴの生息域にヤマメを放流することも、ヤマトイワナの生息域にニッコウイワナを放流することも、またその逆についても現状では法的規制はないでしょう。加えて、ブラウントラウト、レイクトラウト、青や赤い養殖メダカの放流についてさえも、殆ど制限がありません。

これからは問題のある魚種の「ブラツクリスト」を作つて放流を規制するのではなく、漁業権者による漁業権魚種の放流のみを「ホワイトリスト」として認めることが、求められる時代になつてきたのではないでしようか。

私たちの漁場の環境を守るために「駆

「除」はどうでも重要なことです。ただし、その前に、密放流されないために何ができるのか、もう一度考えてみる必要があるのではないか。ではないでしょうか。

経営上受けた被害について民事裁判で損害賠償請求することも一つの方法で

